

徳島県スポーツ協会表彰規程運用基準

1 目的

この運用基準は、徳島県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）で定めるスポーツ関係の表彰について、補足すべき事項を定める。

2 被表彰者の対象期間等について

被表彰者の対象は、前年度の被表彰候補者推薦締切日の翌日（12月11日）から今年度の被表彰候補者推薦締切日（12月10日）までの1年間とし、物故者を含む。

3 スポーツ功労者表彰について

- (1) 年齢の算定は、表彰が行われる年度の2月11日現在で行う。（以下同じ）
- (2) 本会各加盟団体が推薦できる被表彰候補者数は、毎年度1名までとする。
- (3) 他の表彰と重複して受賞することができる。

4 スポーツ指導者表彰について

- (1) 国際大会（5-（3）の大会をいう。）における監督又はコーチで日本代表として参加した者も受賞することができる。
- (2) スポーツ奨励賞表彰に該当する者の育成に、功績が特に顕著である実質的な指導者も受賞することができる。
- (3) 同一選手又は同一団体（選抜で編成された競技チームは除く。）に起因する被表彰者の対象は1名とする。
- (4) 同一選手又は同一団体に起因する表彰は、同一職場及び同一学校修業年限内において、原則として1回とする。

5 スポーツ特別優秀者表彰及びスポーツ優秀者表彰について

- (1) 本会加盟団体に登録されていない者は対象外とするが、徳島県の出身である次の者については、例外的に取り扱う。
 - ① 大学生については、被表彰者の対象とすることができる。
 - ② 大学生以外の者については、国際大会で活躍又は日本記録を樹立するなど多大な功績を残した場合は、被表彰者の対象とすることができる。
- (2) 全国大会とは、次の大会をいう。
 - ① 国民体育大会
 - ② 競技別全日本選手権大会
 - ③ 競技別全日本学生選手権大会
 - ④ 全国高等学校総合体育大会
 - ⑤ 全国中学校体育大会
 - ⑥ これらの大会に準ずると本会広報・顕彰委員会が認めた大会（シニア世代を対象とした大会並びに特定の地域及び職業等参加対象が大きく限定された大会等は除くなど、本会広報・顕彰委員会が厳格に判断を行う。）

(3) 国際大会とは、次の大会をいう。

- ① オリンピック大会
- ② 競技別世界選手権大会
- ③ アジア競技大会
- ④ 競技別アジア大会
- ⑤ ユニバーシアード大会
- ⑥ これらの大会に準ずると本会広報・顕彰委員会が認めた大会（シニア世代を対象とした大会並びに特定の国及び職業など参加対象が大きく限定された大会等は除くなど、本会広報・顕彰委員会が厳格に判断を行う。）

(4) 規程第8条第1号の規定に該当する者とは、原則として当該大会において8位以内の成績を収めた者とする。ただし、大会の規模等から勘案して入賞者が多数であると思われる場合は、被表彰者の範囲を本会広報・顕彰委員会が判断するものとする。

6 スポーツ奨励賞表彰について

(1) 本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会とは、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が主催若しくは5分の4以上の都道府県が参加する全国大会をいう。

7 生涯スポーツ賞表彰について

(1) 本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会とは、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が主催若しくは5分の4以上の都道府県が参加する全国大会をいう。

(2) 表彰者の推薦については、各競技団体及び市町村体育・スポーツ協会より各1名ずつの推薦とする。

8 その他の事項について

(1) この表彰は、徳島県におけるスポーツの普及及び発展に、著しく貢献した者を対象に行うことを再確認するとともに、加盟団体に対して広く公平に行うことを原則とする。

(2) 徳島県外に在住する者であっても、県内を拠点として活動する者については、被表彰者の対象とする。

(3) 団体競技における被表彰者は、表彰対象となる競技大会においてエントリーされた者とする。

(4) 被表彰候補者の推薦にあたっては、本会各加盟団体の間で協議し、調整を図ることとする。特に、スポーツ指導者表彰における被表彰候補者の推薦において、各学校体育連盟と各競技団体は十分に協議を行うこととする。

(5) 推薦調書（別記様式）の作成については、次のことに留意して行う。

- ① 功績内容等については、厳格に審査し、記載すること
- ② 被表彰候補者の所属団体は、表彰対象となる競技大会当時のものとする
- ③ スポーツ特別優秀者表彰、スポーツ優秀者表彰及びスポーツ奨励賞表彰の被表彰候補者を推薦する場合は、表彰対象となる競技大会の開催要項を添付すること
- ④ 提出期限は、毎年12月10日とし、これを厳守すること。ただし、規程第4条ただし書きの規定により、表彰の日が変更される場合は、提出期限も変更される場合がある。